

特区において講じられた規制の特例措置の評価及び 未実現の提案に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針

平成 21 年 2 月 27 日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定。平成 20 年 6 月 6 日最終変更。以下「基本方針」という。）において、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。」とされている。評価・調査委員会は、この基本理念に基づき、規制所管省庁が行った調査の結果に加え、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における特定事業の実施状況の視察を含む独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を踏まえて評価を行った。

また、基本方針において、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）は、「内閣官房と関係省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。」とされている。これを踏まえて、平成 20 年度上半期（5 月 30 日）に本部長から諮問のあった未実現提案のうち、下半期に継続して審議することとされていた調査審議案件についても、同委員会において規制所管省庁や提案主体より意見聴取し、引き続き検討を行った。

これらの結果について、評価・調査委員会は、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」として取りまとめ、平成 21 年 1 月 29 日に本部長に提出したところである。

構造改革特別区域推進本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、特区において講じられた規制の特例措置の評価及び未実現の提案に係る同委員会の意見に関する今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価

（1）規制の特例措置の評価の結果

ア）地域を限定することなく全国において実施

特区において講じられた規制の特例のうち、別表 1 に掲げられた規制の特例措置については、「弊害が生じていないと認められる場合」に該当するため、地域を限定することなく全国において実施する。実施時期及び全国展開の実施内容は別表 1 のとおりである。

イ) 廃止（制度自体の廃止に伴う特例措置の終了）

特区において講じられた規制の特例措置のうち、「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」については、平成21年春期から開始される新試験制度において初級システムアドミニストレータ試験自体が廃止されることに伴い、本特例措置も終了となる。その内容については別表2のとおりである。

（2）全国展開することとなった規制の特例措置に係る今後の対応方針

別表1に掲げられた規制の特例措置については、基本方針別表1から削除するとともに、別表1に示された実施時期及び全国展開の実施内容を基本方針別表2として追加する。

規制所管省庁は、基本方針別表2に追加した規制の特例措置を定める法律、政省令（告示を含む。）、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の改正等を行う。その改正等案を作成するに当たっては規制所管省庁は、基本方針別表2に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針別表2に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等、実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

（3）今後の評価の進め方

①に掲げる規制の特例措置については、平成21年度に全国展開に関する評価を再度行うこととする。また、②に掲げる規制の特例措置については平成21年度以降、③に掲げる規制の特例措置については平成22年度以降、それぞれ評価・調査委員会が適当と認める時期に全国展開に関する評価を再度行うこととする。

①から③のいずれについても、当該評価の時期に評価が的確に行われるよう規制所管省庁は調査に当たって、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。

これらについての評価・調査委員会の今後の評価の進め方については別表3のとおりとする。

①平成21年度に評価を行うもの

- 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
- 816 学校設置会社による学校設置事業
- 910 病院等開設会社による病院等開設事業
- 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

- 9 3 3 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
- 9 3 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業
- 1 2 0 5（1 2 1 4） 重量物輸送効率化事業

②平成21年度以降に評価を行うもの

- 8 3 2 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

③平成22年度以降に評価を行うもの

- 8 3 0 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

2. 調査審議事項

平成20年5月30日付けの本部長の諮問事項に対して提出された、別表4に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応することとする。

別表1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
824	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合は、外国の高等学校における履修による認定単位の上限を30単位から36単位に拡大できる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	省令	平成21年度中	文部科学省
1009	自然エネルギー発電事業	民間事業者が一般電気事業者への売電を目的として行う自然エネルギー発電について、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、5ヘクタールを超えて有償により貸付け又は使用させることができるようにする。	全部	申請手続き等の簡素化について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。	通達	平成20年度中	農林水産省
1132 (1144、1146)	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たした講座の修了者については、基本情報技術者試験の午前試験を免除する。	全部	申請手続き等の簡素化について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。	省令	平成22年秋季を目途	経済産業省

別表2 廃止となる規制の特例措置(制度自体の廃止に伴う特例措置の終了)

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	終了時期	所管省庁
1131 (1143、 1145)	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たした講座の修了者については、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する。	<p>平成21年春期から開始される新試験制度において、初級システムアドミニストレータ試験は廃止され、それに伴い特例措置も終了する。(この事については平成19年度より周知されているところ)</p> <p>なお、今回の当委員会による調査において、新試験制度の導入に伴う制度変更の周知について、地方公共団体及び講座開設事業者より改善要望があったことから、規制所管省庁においては新試験制度に円滑に移行できるよう、必要とされる手続き等の周知について十分な配慮に努められたい。</p>	平成21年春期 (4月)	経済産業省

別表3 評価委員会の今後の評価の進め方

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
506	外国人研修生受 入れによる人材 育成促進事業	中小企業等が外国人研修生の受 入機関となる場合の研修生受入れ 人数枠を3人から6人に拡大する。	<p>現在、規制所管省庁は、研修・技能実習制度の見直しに関する検討作業を進めており、今後、関係法案の提出等が見込まれるところである。</p> <p>一方で、平成20年度の本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果においては、研修生の所定時間外作業が疑われる事案が1事業所について確認されているものの、特段の問題点があるとは考えにくい。また、規制所管省庁の主張する弊害が、研修・技能実習制度一般について生じているものなのか、本特例措置固有のものなのか、依然として明らかではない。</p> <p>以上の状況に鑑み、研修・技能実習制度の見直しの結果を踏まえた上で、平成21年度に評価を行う。</p> <p>なお、規制所管省庁は、研修・技能実習制度の見直しの内容が明らかになった段階で、その内容について、できる限り早期に評価・調査委員会(地域活性化部会)に報告すること。</p>	平成21年度	法務省
816	学校設置会社による学校設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の弊害の有無の検証については、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、多くの問題点が認識されているとのことであり、学校段階別には、(1)義務教育段階については、小学校・中学校とも各1校しか事例がないこと、(2)高等学校段階については、19校の事例があるが、赤字の事例が多く、教育面についても課題が多く見られること、(3)大学については、6校中5校が赤字であって、学生募集を停止した事例や、すべての地方キャンパスの閉鎖を決定した事例があること、設置形態を学校法人へ転換した事例等もあることなどにより、いずれの学校種についても検討材料を欠き、かつ現在複数校が学校法人化を希望している状況にあることから、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。</p> <p>本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を一層的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校(高等学校以下の場合に限る。)についての評価の実施や、学校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力して取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、学校段階別に特例措置の実施状況を踏まえつつ必要な検討を行うこと。その上で、平成21年度に評価を行うこと。</p> <p>その際、各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違(※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)に留意し検討を行っていくことが重要である。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人への円滑な移行を促進するための経過措置の検討ができないか。 ・高等学校以下の学校法人については都道府県知事の所管であるが、特区による学校を、設置者の希望がある場合、学校法人へ移行することを促すことについて、知事に対して国としての助言などをすることが必要ではないか。 ・義務教育段階である小学校・中学校については、教育機会確保の観点から、学校法人化に関わる規制緩和についての検討がなされることが望ましい。 ・義務教育段階である小学校・中学校については、少子化に伴って地域拠点である学校が廃校になり空白地帯が生まれることで地域社会に悪影響があるなどの状況をかんがみ、特区を含めた手段を活用して地方自治体が学校を維持する多様な設置形態が、今後も存在し得る意義は大きい。 	平成21年度	文部科学省

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。	<p>規制所管省庁によれば、当該認定地方公共団体と関わりが見られない者や、担当する教科に関する専門的な知識技能を有するかどうか疑問である者に免許状を授与していた事例などが調査において見られるとのことであった。また、本特例措置創設時には想定されていなかった事項として、平成21年度から教員免許更新制が実施されることが挙げられ、認定地方公共団体においては特別免許状を授与した教員への周知等の具体的な取組が進んでいないとのことであった。</p> <p>また、規制所管省庁としては、上記のほか、そもそも特別免許状の授与は、雇用を前提として行われるものであることから、一旦授与された免許状は取り消しにくいという性格を有する点も踏まえ、本特例措置については、「特区として維持することが適当」であり、今後に必要な指導等を行っていくこととしたいとのことであった。</p> <p>こうした中で、本特例措置については、特区計画の策定・実施に責任を有する認定地方公共団体が、一層、特別免許状授与制度の趣旨を踏まえ、学校現場の実情を的確に把握しつつ、免許状の適切な授与・更新等を行っていくことが重要である。</p> <p>以上の点を踏まえ、規制所管省庁において、特区における特別免許状授与制度を再点検するとともに、市町村教育委員会による免許事務が適正に行われることを担保するための手段等について更に検討を行うこと。その上で、当該検討状況を踏まえつつ、平成22年度以降に評価を行う。</p>	平成22年度以降	文部科学省
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、その地域内においてインターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。	<p>規制所管省庁によれば、昨年度の評価意見において検証が必要とされた、本特例措置を活用した大学における今後開講予定の遠隔教育のみでは履修が困難だと予想される授業科目（「フィールドワーク」「インターンシップ」等）に係る教育研究上の弊害発生の有無については、追加調査の結果、関係科目が主として平成21年度から開講されるため、現時点では判断できないとのことであった。</p> <p>このため、上記フィールドワーク等の科目が開講される平成21年度以降において、それらの科目について、本特例措置による校舎等施設の弾力化と、弊害の有無との関連性を検証し、全国展開に関する決定を行うこと。</p>	平成21年度以降	文部科学省

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
910	病院等開設会社 による病院等開 設事業	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、本特例措置を現在実施している特区が全国で1件(その中で、適用事業者が1件)しかない状況であり、当該調査結果が本特例措置そのものに由来するものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものであり、常に同様の成果を収めることができるとは限らないのか、必ずしも明らかではないこと ・本特例措置の適用事業者は、現在事業計画の見直しに着手するなど、経営の安定化に向けた途上段階にあることから、現段階では適切な分析を行うことはできず、全国展開により発生する弊害の有無について判断することは困難であるとのことである。 <p>また、本特例措置については、現在実施している特区が全国で1件にとどまっているが、規制所管省庁によれば、その理由の1つとしては、周知が十分でないことが考えられるとのことである。</p> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、一定年数経過後、実績を勘案して関連分野等においても一層の規制緩和が認められる等のことがなければ大きな展望は望めない、行える医療行為が限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、高度な医療として定義されている単一の医療技術しか提供できない部分に不自由さを感じる場合がある(適用事業者)などの指摘もみられる。</p> <p>さらに、本特例措置によらずに、昭和23年の医療法施行前から株式会社により開設され、経営されている医療機関や、同法施行後であっても職員の福利厚生を主たる目的として株式会社により開設され、経営されている医療機関が現在も存在し、地域の医療に貢献している例もみられる。規制所管省庁によれば、これらについては、株式会社が経営していることによる弊害は、特に把握されていない。</p> <p>以上より、平成21年度においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置そのものに由来する弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行うこと。併せて、上記の株式会社により開設され、経営されている医療機関の運営の状況等について規制所管省庁において調査を行い、その運営実態を明らかにすること。</p> <p>これらの調査を踏まえ、平成21年度に評価を行うとともに、上記の地方公共団体等の指摘に係る検討を行う。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置についての周知や一層の情報提供に努めること。</p>	平成21年度に評価を行うとともに、内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行う。	厚生労働省

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は給食の外部搬入を行うことができる。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部搬入を行っている保育所における児童の処遇は年々改善の傾向にあるものの、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの現場の認識が多かった。特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。 この状況を踏まえれば、本特例措置を全国展開する場合には、調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。このことから、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開については、引き続き検討が必要と考える。 <p>とのことである。</p> <p>しかしながら、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、削減した経費で多様な保育ニーズへの対応が可能となる、食育の推進や地産地消の拡大が図られるといった効果が発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。</p> <p>このことから、規制所管省庁においては、今回の調査結果等を踏まえつつ、平成21年度にはより具体的な調査を進めることとする。具体的には、外部搬入であっても体調不良児への対応などの課題に対応しているとする保育所と、自園調理により同じ課題に対応しているとする保育所の関係者をはじめ、地方自治体や栄養・保健衛生の専門家に対するヒアリング等を行い、保育の質の確保及び資源の有効利用の観点から、保育所における給食提供にあたっての留意点、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の改善方法や留意点等の検討を行うことが適当である。この結果も踏まえ、平成21年度に評価を行い、弊害の除去のために必要な要件を含め結論を得る。</p>	全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進め、平成21年度に評価を行う。	厚生労働省
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国展開にあたっては、人員配置が薄くなる夜間時における避難や、比較的避難困難な場所に位置する居室等からの重度の認知症・寝たきり高齢者の避難等、避難困難な状況を想定して避難訓練を実施し、その結果を元に本特例措置における安全性を検証する必要がある。 本特例措置の適用施設(全国で本特例措置に係る特区計画1件、その中で適用施設1件)において、現段階で弊害は発生していないが、当該施設は平成20年5月に開設したばかりであり、避難訓練については同年9月に日中の火災を想定して実施したのみである(いずれも調査時点)。 このため、現時点において全国展開の判断を行うことは時期尚早である。 <p>とのことである。</p> <p>本特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、本特例措置の適用施設において、夜間等避難困難な状況を想定し、かつ、本特例措置の適用施設に確保されている、地上へのすべり台等の屋外避難経路を活用した避難訓練を実施することによって、安全性が確認されれば、本特例措置の全国展開は可能であるとの規制所管省庁の考え方が示されたこと 木材を施設の主材料とすることにより、入所者が快適に過ごせる空間の創出につながるほか、林業の振興への寄与などの副次的効果も期待することができることから、平成21年度に評価を行い、特段の問題がなければ全国展開するものとする。 	平成21年度	厚生労働省

基本方針別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例措置については肯定的な回答もあったが、一方で、利用者やその家族から利用環境についての懸念が、また、事業者や自治体からサービスの専門性の確保等についての懸念が示されている。 ・小規模多機能型居宅介護自体が平成18年に新設されたサービスであり、その事業運営やサービス提供の在り方は必ずしも確立されていないこと、現段階では本特例措置の適用事業所におけるサービスの利用実績が必ずしも多くないことから、今後、さらに当該利用実績を増やし、その実施状況を踏まえ、障害者や高齢者に対する適切なサービス提供や事業の運営が可能かどうかを検証し、全国展開について検討していくことが適当と考えられる。 <p>とのことである。</p> <p>しかしながら、デイサービスとしての障害児・者の受入れを通じて支援のノウハウを有している事業所があり、また、事業者間での連絡協議会の設置や自主的な研修会の開催を通じて情報共有や研鑽に努めることで、本特例措置の適用事業所において適切なサービス提供が図られているとする自治体もある。</p> <p>また、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施により施設の有効活用が可能になった、障害児・者及び高齢者ともに表情が明るくなったりコミュニケーションが促進されたとの指摘もみられた。</p> <p>以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の適用事業所において適切なサービス提供が図られている特区での取組事例(連絡協議会の設置、研修会の開催、蓄積されているノウハウ等)について他の特区への周知と情報共有を図るなど、本特例措置を円滑に実施するための方策を可能な限り早期に講ずるとともに、これらの方策により、本特例措置の全国展開を行う上での弊害を除去することができるかについて検証を行うこと。</p> <p>当該検証の結果を踏まえ、平成21年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得ることとする。</p>	平成21年度	厚生労働省
1205(1214)	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	<p>規制所管省庁は、特区(釜石市)における輸送実績をもとに弊害の有無について調査を行うこと。その上で、平成21年度に評価を行い、特段の影響がなければ、本特例措置のうち、一般公道の走行形態がその横断に限られ、かつ、適切な交通事故防止等交通安全への配慮がなされているものについては、事業者は輸送に係る走行記録を道路管理者へ提出し、道路管理者は定期的に路面状況をモニタリングすることとした上で全国展開を行うこと。この場合、全国展開の範囲が客観的に明確となるよう、規制所管省庁においては上記の「適切な交通事故防止等交通安全への配慮」について具体化を図ること。</p> <p>なお、一般公道の走行形態が横断以外となる本特例措置を活用した輸送が実施された場合には、その走行形態と実績をもとにした弊害の有無の調査も行うこととし、当該走行形態についても、評価の上で特段問題がなければ全国展開を行うこと。</p> <p>また、規制所管省庁においては、これまで蓄積している知見やデータのうち、弊害の有無についての調査に活用可能なものがあれば、これを積極的に活用すること。</p> <p>このほか、本特定事業の実施主体にあつては、所有する私道の路面状況等、本特例措置の弊害の有無についての調査に有益な情報の提供について検討いただきたい。</p>	平成21年度	国土交通省

別表4 調査審議意見

要望事項	調査審議意見	所管省庁
「どぶろく特区」の濁酒製造における原料規定の緩和	「どぶろく特区」の濁酒製造に関し、現行認められている副原料については、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえに品目を限定することなく、地域の活性化に資する観点から、雑穀全般を副原料として認めるよう、早急に検討されたい。	財務省